

令和8年度からの全員給食に向けて、  
事業者の皆さまとの「対話」を実施します。

～令和8年度からの全員給食に向けたサウンディング型市場調査(3回目)～

横浜市では、令和8年度からの全員給食の実施に向けて、検討を進めています。令和4年度以降、横浜市中学校給食の実施方式に係る2回のサウンディング型市場調査を実施し、横浜市中期計画2022～2025の中で、令和8年度から中学校給食の利用を原則とすることや、デリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進めることの方向性を示しました。

これまでのサウンディング型市場調査等を踏まえて整理した公募に係る諸条件(案)及び今後の考え方の方向性をお示した上で、第3回目のサウンディング型市場調査を実施し、公募実施要領を検討する際の参考としますので、是非、ご参加くださいますようお願いいたします。

●対話の実施

- <実施期間> 令和5年6月19日(月)～令和5年6月23日(金)(1グループ 1時間程度)  
<場 所> 以下のいずれかを予定(詳細日時・場所は申込み後、個別に調整します。  
横浜市庁舎 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜花咲ビル 横浜市西区花咲町6丁目145番地  
<対 象 者> 民間事業者(事業の参入意向を有する法人又はそのグループ等)

※対話には、「横浜市中学校給食アドバイザー業務委託」の受託事業者が同席します。  
※対話への参加の有無により今後の事業者公募において有利又は不利になることはありません。  
※対話の実施結果については、概要を市ウェブサイト等で公表します。(参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しません。)

●対話への参加申込み**事前申込制**

対話への参加にあたって、申込期限までに「(様式1)エントリーシート」及び「(様式3)秘密保持誓約書」をE-mailにてご提出ください。申込み後、追加資料を貸与します。なお、E-mailの件名は【対話参加申込】としてください。

- <申込期限> 令和5年6月8日(木)午後5時 締切  
<申 込 先> ky-chushoku@city.yokohama.jp

●事前説明会の開催**事前申込制**

対話の実施について事前説明会を開催します。参加を希望される方は、申込期限までに、会社名、参加人数をご記入のうえ、E-mailで直接お申込みください。E-mailの件名は【事前説明会申込】としてください。

- <開催日時> 令和5年6月7日(水)午後3時から(1時間程度)  
<開催場所> 横浜花咲ビル(横浜市西区花咲町6丁目145番地)  
<申込期限> 令和5年6月6日(火)正午 締切  
<申 込 先> ky-chushoku@city.yokohama.jp

※事前説明会への参加は任意です。参加されない場合でも、「対話」にお申込みいただけます。  
※事前説明会の開催場所の詳細は、お申込み後、個別にご連絡をさせていただきます。

●事前ヒアリングシートの提出**対話参加条件**

「(様式2)事前ヒアリングシート」をご記入の上、提出期限までにE-mailでご提出ください。E-mailの件名は【事前ヒアリングシート提出】としてください。

- <提出期限> 令和5年6月15日(木)午後5時 締切  
<提 出 先> ky-chushoku@city.yokohama.jp

(お問合せ先) 横浜市 教育委員会事務局 健康教育・食育課  
電話: 045-671-4635 E-mail: ky-chushoku@city.yokohama.jp

(1) 市の考え方

横浜市では、令和3年4月から選択制による中学校給食の提供を行っていますが、令和8年度からの全員給食の実施に向け、令和7年度末までにデリバリー方式により、全生徒・教職員分の供給体制を確保する必要があります。そこで、既存の民間工場の活用に加え、市有地を活用し、民設民営方式により給食工場を新設することで、全員給食に向けた体制を整えていきます。新設工場では、市有地を活用することに鑑み、単に給食の製造を行うだけでなく、地域貢献等に資する附帯事業の実施も想定しています。

また、令和8年度からの全員給食を円滑にスタートさせるために、段階的に喫食率を高めていく取組を進めていくことから、現在の供給体制を増強する必要があります。現在、喫食率40%までの供給体制を確保していますが、令和6年度には喫食率50%、令和7年度には喫食率60%を見込んでいることから、既存事業者の増産を含め、公募により新規事業者の追加を検討しています。

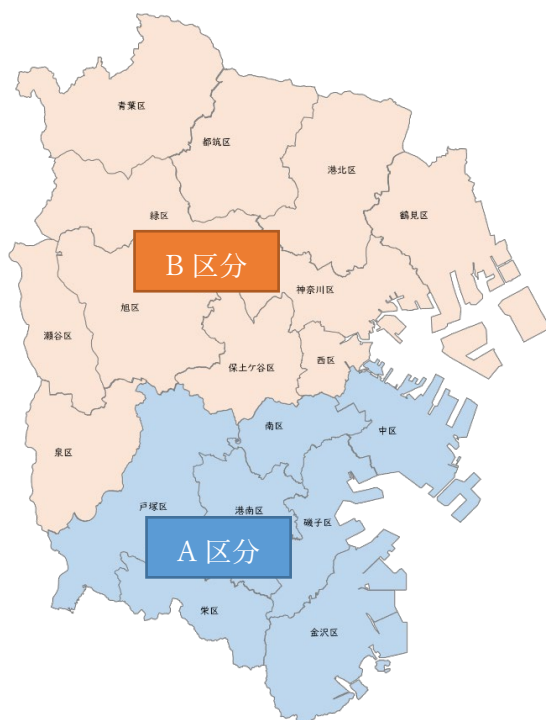
以上のことから、今後実施する公募では、3つの区分で公募を実施する予定です。

(公募区分全体像)

区分	事業期間	契約期間	想定募集食数	募集概要
A区分	令和8年度～ 令和22年度	15年間	30,000食/日	市有地を活用し、民設民営方式で工場を整備し給食を提供 市内全校分のアレルギー代替食を提供 ※市有地の貸付については、工場を新設・撤去する期間を考慮し、令和6年度から約18年間で予定
B区分	令和8年度～ 令和12年度	5年間	53,000食/日	市内に工場を新設し、給食を提供(市内工場誘致)、または民間事業者の既存工場を活用した給食の提供 (A区分と分担したアレルギー代替食を提供も検討)
追加公募	令和6年度～ 令和7年度	2年間	8,500食～ 18,000食/日	来年度以降の供給体制の強化を図るため、現行の事業スキーム(令和3年度～令和7年度)の中で、事業者を追加募集 ※募集エリアは、公募の際に示します。

(想定募集エリア)

区分	エリア	想定募集食数
A区分	中区	30,000食/日
	南区	
	港南区	
	磯子区	
	金沢区	
	戸塚区	
	栄区	
B区分	鶴見区	53,000食/日
	神奈川区	
	西区	
	保土ヶ谷区	
	旭区	
	港北区	
	緑区	
	青葉区	
	都筑区	
	泉区	
	瀬谷区	
追加公募	調整中	8,500食～18,000食/日



※アレルギー代替食については、A区分で市内全校分の調整・配送を想定

(2) 公募条件（案）

① 業務実施体制

業務実施体制は以下のとおりとなります。なお、令和8年度以降の業務実施体制は、現時点での想定となります。

項目	令和8年度以降の業務実施体制（案） （A・B区分共通）																																																									
実施方式	令和8年度以降も、デリバリー方式で中学校給食を提供します。献立は、市内の全中学校で同じ献立を日替わりで提供する予定ですが、83,000食分の食材を調達することになることから、市内を2つのエリアに分けてそれぞれ別の献立を提供する2献立方式も検討しています。2献立方式となった場合でも、1事業者1献立となるよう、エリアを調整する予定です。また、令和8年度から、通常食とは別にアレルギー代替食の提供を始める予定です。公募の際に、改めて市の考え方をお示しします。																																																									
実施対象校数	横浜市立中学校 144校（予定） ※なお、給食室を改修している小学校等に対して、中学校給食を提供していただく予定です。																																																									
対象者	横浜市立中学校の生徒及び教職員 約83,000人（生徒数：約77,000人、教職員数：約6,000人） ※別途、給食室改修期間中の小学校に対して、一定期間給食を提供していただく予定です。																																																									
推計食数	令和3年5月1日現在の生徒数及び教職員数を掲載しています。公募の際には改めて推計食数を示す予定です。  (参考) 令和3年5月1日現在の生徒数及び教職員数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">行政区</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">生徒数</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">教職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鶴見区</td><td>6,613名</td><td>339名</td></tr> <tr><td>神奈川区</td><td>4,142名</td><td>253名</td></tr> <tr><td>西区</td><td>1,215名</td><td>99名</td></tr> <tr><td>中区</td><td>2,006名</td><td>143名</td></tr> <tr><td>南区</td><td>3,617名</td><td>263名</td></tr> <tr><td>港南区</td><td>4,896名</td><td>307名</td></tr> <tr><td>保土ヶ谷区</td><td>4,253名</td><td>276名</td></tr> <tr><td>旭区</td><td>5,308名</td><td>367名</td></tr> <tr><td>磯子区</td><td>3,384名</td><td>225名</td></tr> <tr><td>金沢区</td><td>4,420名</td><td>279名</td></tr> <tr><td>港北区</td><td>6,036名</td><td>354名</td></tr> <tr><td>緑区</td><td>3,655名</td><td>216名</td></tr> <tr><td>青葉区</td><td>6,362名</td><td>403名</td></tr> <tr><td>都筑区</td><td>5,867名</td><td>332名</td></tr> <tr><td>戸塚区</td><td>6,570名</td><td>401名</td></tr> <tr><td>栄区</td><td>2,416名</td><td>164名</td></tr> <tr><td>泉区</td><td>3,948名</td><td>256名</td></tr> <tr><td>瀬谷区</td><td>3,107名</td><td>194名</td></tr> </tbody> </table>	行政区	生徒数	教職員数	鶴見区	6,613名	339名	神奈川区	4,142名	253名	西区	1,215名	99名	中区	2,006名	143名	南区	3,617名	263名	港南区	4,896名	307名	保土ヶ谷区	4,253名	276名	旭区	5,308名	367名	磯子区	3,384名	225名	金沢区	4,420名	279名	港北区	6,036名	354名	緑区	3,655名	216名	青葉区	6,362名	403名	都筑区	5,867名	332名	戸塚区	6,570名	401名	栄区	2,416名	164名	泉区	3,948名	256名	瀬谷区	3,107名	194名
行政区	生徒数	教職員数																																																								
鶴見区	6,613名	339名																																																								
神奈川区	4,142名	253名																																																								
西区	1,215名	99名																																																								
中区	2,006名	143名																																																								
南区	3,617名	263名																																																								
港南区	4,896名	307名																																																								
保土ヶ谷区	4,253名	276名																																																								
旭区	5,308名	367名																																																								
磯子区	3,384名	225名																																																								
金沢区	4,420名	279名																																																								
港北区	6,036名	354名																																																								
緑区	3,655名	216名																																																								
青葉区	6,362名	403名																																																								
都筑区	5,867名	332名																																																								
戸塚区	6,570名	401名																																																								
栄区	2,416名	164名																																																								
泉区	3,948名	256名																																																								
瀬谷区	3,107名	194名																																																								

実施日数	各中学校の平均的な昼食設定日数は概ね年間 170 日程度、年間の給食提供日数は、概ね 200 日程度となっています。
調理・配送等	<p><b>【献立作成】</b></p> <p>献立は横浜市教育委員会が作成します。主食（米飯等）・副食（おかず 3品～4品程度）・汁物・牛乳のセットで提供する予定です。ごはんと汁物は、温かい状態で提供します。なお、ごはんや汁物については、食缶での提供についても検討しています。</p> <p><b>【食材調達】</b></p> <p>食材は、横浜市での一括調達を検討しています。なお、食材調達を市が行った場合でも、納品は受託事業者の工場に行き、受託事業者が検品することを想定しています。</p> <p><b>【調理・盛り付け・配送】</b></p> <p>横浜市が作成した献立表、調理指示書に従い、受託事業者が調理し、指定のランチボックスもしくは食缶に盛り付けます。ごはん、おかず、汁物を学校・学級単位に仕分けをし、給食コンテナに入れて各中学校へ配送する予定です。ごはんと汁物を給食コンテナに入れる場合には、蓄熱材等を入れることで、適切な温度管理を行います。食缶で提供する場合には、別途、ごはん、汁物用の容器を配送していただく予定です。</p> <p><b>【配送・配膳】</b></p> <p>各学校の喫食時間に合わせ、ランチボックスへ盛り付け、蓋閉め後 4 時間以内に喫食できるよう、配送をします。また、汁物を食缶で提供する場合は、最終加熱後、4 時間以内に、ごはんを食缶で提供する場合は、ごはんの炊き上がり後、4 時間以内にそれぞれ喫食できるよう、配送していただくことを想定しています。なお、食材納入は前日の午後、調理開始は当日の 0 時以降とすることを条件とする想定です。昼食時間内に確実に配膳できるよう、事業者が各校に配膳員を用意、配置し、生徒への配膳を行っていただきます。各学校の配膳方法については、原則として、「配膳員が各教室のクラス前まで運搬し、生徒に受け渡す」方法を想定しています。ただし、学校ごとの事情（エレベーターやスロープなどの設備の有無、昼食準備時間等）により、異なる可能性もあります。ごはんや汁物を食缶で提供することとなった場合は、各クラスで生徒が食缶から容器によそうことも想定されます。なお、牛乳については、メーカーが学校に直接納品する予定です。</p> <p>現在の配送車は、2 トン車が基本ですが、学校の敷地状況や食数等によっては、ワゴン車を利用しています。</p>

	<p><b>【回収】</b> 喫食後のランチボックス（場合によっては食缶・容器）等は、配膳員が回収します。</p> <p><b>【洗浄・消毒・乾燥及び保管】</b> 回収したランチボックス（場合によっては食缶・容器）等は、受託事業者が工場などで、洗浄・消毒、乾燥を行い、清潔かつ適切に保管します。</p> <p><b>【備品の貸与】</b> ランチボックス、給食コンテナ、蓄熱材等の備品のほか、汁物とごはんの食缶方式での提供や、アレルギー食の対応を実施する場合に必要となる食缶、容器、配膳器具、個別容器等についても横浜市が用意し、委託契約期間中に受託事業者は無償で貸与することを想定しています。 なお、ランチボックス（食缶・容器）の形状やデザイン、仕様については、今後、決定していく予定です。給食コンテナ、蓄熱材、台車等の備品も引き続き使用することも想定されますが、今後の中学校給食の事業スキームや他都市の状況などを踏まえて、最終的に決定したいと考えています。</p> <p><b>【残菜、厨かいの処理、残食量調査】</b> 受託事業者に行っていただく予定です。牛乳の飲み残しの回収と処理も含まれます。</p>
共通システム	令和8年度から全員給食となるため、アレルギー代替食の必要な食数、各学校の休校スケジュール、欠席者情報など、学校、教育委員会、受託事業者等が連携したシステムを導入し、速やかに情報が共有できるよう新たにシステム開発を検討しています。
献立の内容・価格	<p>ごはん、おかず（3品～4品、日替わり）、汁物、牛乳の4種類を提供する予定です。</p> <p>提供する給食は、原則「ごはん・おかず・汁物・牛乳」で、1食あたりの価格は今後の検討（現在は、330円/1食）となりますが、献立の内容にかかわらず、一律とする予定です。また、アレルギー代替食も同じ価格で提供する予定です。</p> <p>ごはん、汁物については、温かい状態で提供します。</p> <p>ごはんについては、量の調整ができる仕組みを検討しています。また、おかずについては、一部、レトルトでも提供すること検討しています。</p> <p>牛乳は、冷たい状態での提供となります。</p>

アレルギー対応	<p>令和8年度からアレルギー代替食の提供を予定しています。アレルギー代替食は、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）の主要8品目で対応できるよう、検討を進めています。なお、かに、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）は給食で使用しておらず、今後も使用する予定はありません。</p> <p>アレルギー代替食の献立は1献立で、アレルギー毎の代替食の提供は予定しておりません。</p> <p>現時点では、アレルギー対応食数は、77,000食の2%程度、約1,500食を想定しており、アレルギー代替食専用の個別容器を使用して提供する予定です。</p> <p>生徒のアレルギー情報の確認方法などについては、引き続き検討を進めていきます。</p>
配膳室	<p>配送校の配膳室の整備は市が別途対応します。</p> <p>配膳台などの備品は横浜市が用意し、委託期間中受託事業者は無償で使用できます。</p>
給食室改修期間中の小学校等への提供	<p>令和8年度以降も、引き続き、給食室改修期間中の小学校等へ中学校給食の提供を行う予定です。提供方法などの詳細は、引き続き検討を進めていきます。</p>
その他の業務	<p>その他の業務として、以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等への試食会に付随する業務</li> <li>・食育の推進、プロモーションなど横浜市の中学校給食に関する事業に必要な業務</li> <li>・献立作成への協力</li> </ul>

## ② 新たな取組

令和8年度からの新しい横浜の中学校給食の取組として、「横浜市による食材の一括調達（食材価格の安定化・地産地消の推進）」、「アレルギー代替食の提供（一人ひとりへの配慮）」、「食缶による汁物の提供（温かさの工夫・質の向上）」、「おかわり用給食の提供（量の調整）」の実現を目指しています。公募の際には、改めて新たな取組に対する考え方を示します。

### ア 横浜市による食材の一括調達

価格の安定や地産地消の推進を図るため、横浜市による食材の一括調達を検討しています。

### イ アレルギー代替食の提供

主要8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））に対応できるよう、検討を進めています。

※かに、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）は給食で使用しておらず、今後も使用する予定はありません。

### ウ 食缶による汁物の提供、温かい献立の開発

食缶での汁物の提供や温かい献立が提供できるよう、検討を進めています。

エ おかわり用給食の提供

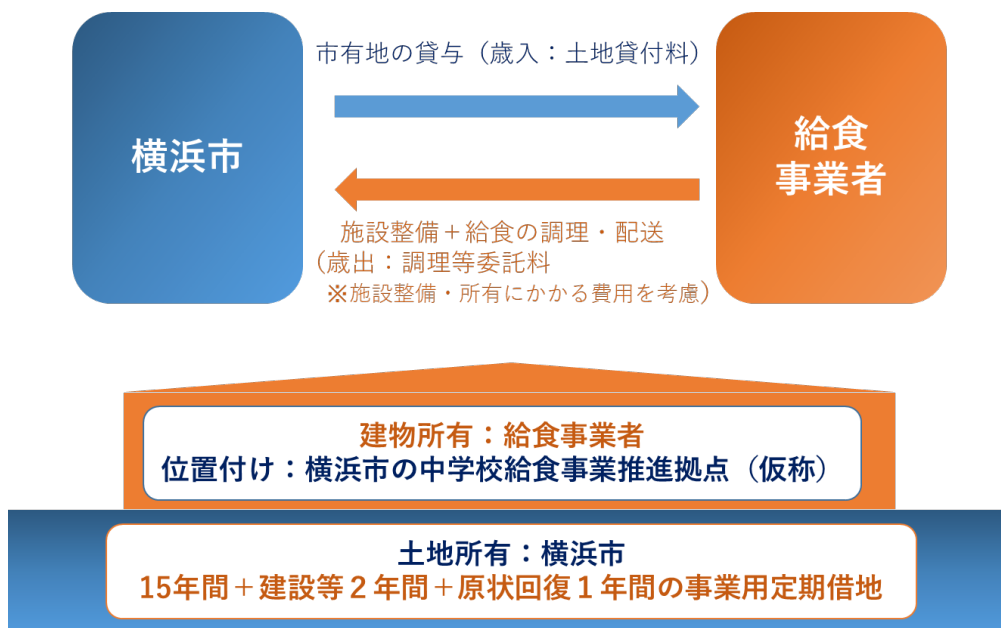
食缶でのごはんの提供に向けて、配膳時間や学校での配膳オペレーションなどの検証を行い、実現に向けて検討を進めています。

③ 事業スキーム

ア A区分

民間事業者に対して、事業用定期借地権設定契約により、一定期間市有地を現状有姿で貸し付け、民間事業者が横浜市中学校給食の工場を整備（民設民営方式）したうえで、給食の調理・配送等業務のサービス提供を受けるものとします。

【A区分の想定事業スキーム】



<事業期間>

令和8年度から15年間

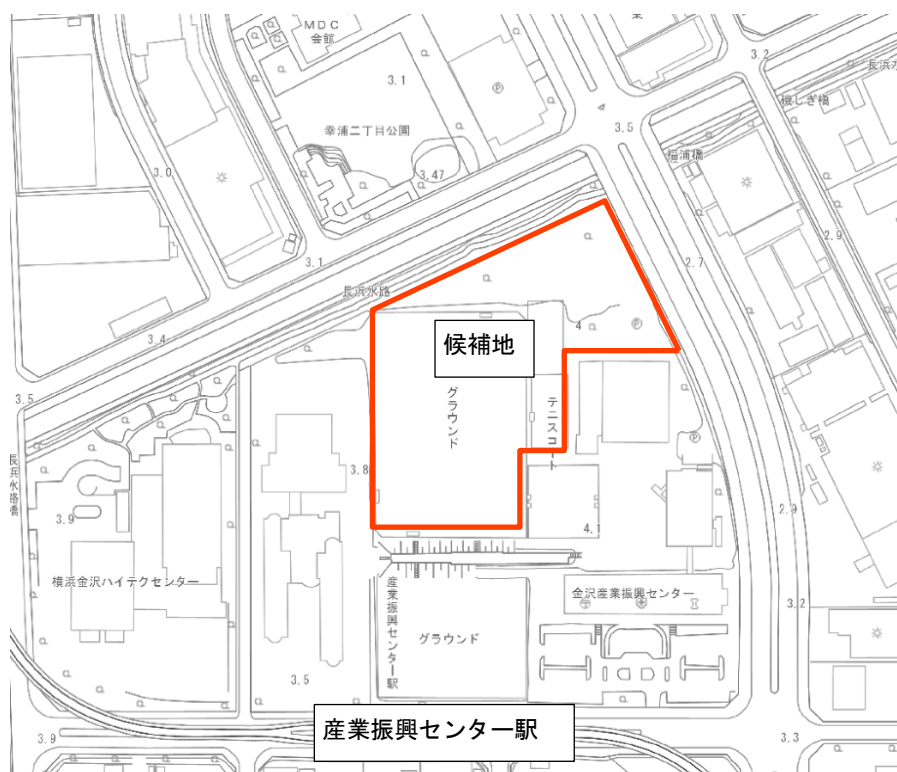
※市有地の貸し付けについては、工場を新設・撤去する期間を考慮し、令和6年度から約18年間を予定

<市有地>※候補地

- ・ 横浜市金沢区福浦1-5-2（横浜市金沢産業振興センター）
- ・ 貸付面積は、全約42,000㎡のうち、**16,000㎡程度（赤枠の部分）**になります。
- ・ 現在、活用に向けて関係者との調整を進めています。



## 【候補地図面】



### < 提供エリア及び提供食数 >

市域南部エリアの7区（中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区）、30,000食/日の提供を想定しています。事業者公募の際には、改めてA区分の提供エリア及び提供食数を示す予定です。

※アレルギー代替食については、市内全校分（約1,500食）を調理し、配送することを想定しています。

### < 献立数 >

通常食分が1献立、アレルギー対応食分が1献立を想定しています。

### < 貸付条件 >

- ・ 土地の契約期間は、準備期間（2年間）+15年間+撤去期間（1年）を想定しています。
- ・ 候補地には、グラウンドの照明など、既存埋設物があります。新工場の整備にあたっては、受託事業者へ解体していただく必要があります。
- ・ 契約締結時に保証金を授受することを想定しています。

### < 契約形態 >

事業予定者決定後に基本協定に加えて、公正証書による定期借地権設定契約及び調理・配送等業務委託契約を締結します。調理・配送業務等委託契約の締結時期は、令和8年4月1日を予定しています。なお、契約期間は、定期借地権設定契約は18年（準備期間2年、調理・配送等業務委託期間15年及び撤去期間1年）、調理・配送等業務委託契約は15年を予定しています。



#### <施設整備>

新たに整備される工場は、量の調整やアレルギー対応・温かさの工夫など、新たな取組を検討・実施する「横浜市給食事業推進拠点（仮称）」として位置付ける予定です。給食事業推進拠点（仮称）として具体的に必要な機能については、公募の際に改めて考え方を示します。その他、工場整備にあたっては、以下のような機能や取組を期待しています。

ア 災害発生時の炊き出しや食料備蓄等の災害機能を持つ工場の整備

イ 省エネルギー機器の導入、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの活用などの環境配慮、残渣の再資源化の取組など

#### <附帯事業の実施>

一定の要件を満たした場合に限り、新設工場で事業者が任意で行える附帯事業の実施を許可する予定です。なお、調理・配送等業務委託費は、収益事業において想定される収益と調整して算出する予定です。現時点で想定している附帯事業は次のとおりですが、公募の際には、改めて附帯事業の考え方を示す予定です。

- ・放課後キッズクラブや放課後児童クラブ、周辺地域などへの配食サービス
- ・市民向けの親子料理教室
- ・市民向けの食育等に係るセミナー など

#### <アレルギー対応>

令和8年度からは、アレルギー代替食が提供できるよう、検討を進めています。新設工場では、市内全校分（約1,500食）のアレルギー代替食を調理し、配送することを想定しています。

#### <地域貢献>

事業者独自の提案による地域貢献を期待しています。

#### <委託費の支払い>

給食の調理・配送等に係る費用に加え、事業者が施設を整備・所有することを考慮した事業費の設定を検討しています。

#### <モニタリング>

長期にわたって継続的かつ安定的に事業が実施できるよう、モニタリング計画を作成し、モニタリングを実施する予定です。

モニタリングの結果に応じて、市から事業者に対して業務の改善を求めることや、状況によっては調理・配送等業務委託費の減額等も検討しています。

## イ B区分

民間工場を活用した調理・配送等業務委託に当たっては、現行契約（令和3年度～令和7度）のスキームをベースに公募を行います。既存工場の活用のほか、配送時間の短縮による衛生管理の強化・給食の質の向上、地域活性化の観点から、民間事業者による自主的な市内工場の新設等を期待しています。

そのためのインセンティブとなるよう、市内工場において給食を製造する場合には、公募の際の評価点を加算することを検討します。

### <事業期間>

令和8年度からの5年間

### <提供エリア及び提供食数>

市域北部エリアの11区（A区分以外の行政区）で53,000食／日の提供を想定しています。事業者公募の際には、改めて対象エリア及び提供食数を示す予定ですが、B区分は11区一括ではなく、区ごとに分割して希望エリアに応募することも可能とする予定です。

### <献立数>

通常食分が2献立、アレルギー対応食分が1献立を想定していますが、通常食分の献立については、1事業者1献立となるよう、エリアを調整する予定です。

### <アレルギー対応>

A区分のみでは配送オペレーションの課題等により市内全校分（約1,500食）のアレルギー代替食を調理し、配送することが困難であることが判明した場合は、A区分と分担してアレルギー代替食を提供していただくことも想定しています。

### <委託費の支払い>

給食の調理・配送等に係る委託費の設定を検討しています。

## 2. 対話内容

対話では、事前にご提出いただく「事前ヒアリングシート（様式2）」に記載の内容を踏まえ、以下の項目について、ご意見をお聞かせください。

### (1) A区分の事業スキームについて

#### ① 参入意向について

A区分への参入意向について、お聞かせください。また、参入意向に対する理由や考え方についても、お聞かせください。

#### ② 事業スキーム全般について

A区分の事業スキームや事業実施までのスケジュールについて、お聞かせください。また、参入にあたっての課題があれば、お聞かせください。

#### ③ 市有地の貸付期間及び貸付条件について

現状有姿での貸付を想定していますが、既存造設物の撤去及び工場建設等にかかる期間

として2年間を想定しているため、令和6年4月の契約締結を想定しています。この貸付期間や貸付条件について、ご意見があればお聞かせください。

④ 契約期間終了後の建物の取扱いについて

契約期間終了後の建物の取扱いについて、ご意見がありましたら、お聞かせください。

⑤ 委託費について

A区分の委託費について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

⑥ 横浜市給食事業推進拠点（仮称）について

横浜市では、A区分で新設した工場を、量の調整やアレルギー対応・温かさの工夫など、新たな取組を検討・実施する「横浜市給食事業推進拠点（仮称）」として位置付ける予定です。これを実現するために必要な施設や設備についてのお考えをお聞かせください。また、「横浜市給食事業推進拠点（仮称）」として持つべき機能のアイデアについてもご意見をお聞かせください。

⑦ 災害機能や環境に配慮した取組について

新設工場の整備にあたっては、災害機能を持ち、環境に配慮した工場の整備を期待しています。現時点で考えられるアイデアがありましたら、お聞かせください。

⑧ 附帯事業について

附帯事業の実施意向について、お聞かせください。また、実施したい場合、もしくは実施を検討している場合は、どのような内容をお考えか、ご意見をお聞かせください。その他、附帯事業について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

⑨ 新工場でのアレルギー代替食の提供について

新工場では、通常食1献立とアレルギー代替食1献立の2献立を想定しています。2献立での調理・配送体制について、お聞かせください。なお、アレルギー代替食については、市内全校分の調理・配送を想定していますので、市内全校に配送することとなった場合の配送体制について、お聞かせください。

また、アレルギー代替食の提供に対する課題がありましたら、あわせてお聞かせください。

⑩ 地域貢献について

地域貢献について、現時点でどのような内容を考えているか、お聞かせください。

⑪ その他、A区分全般について

上記のほか、A区分全般について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

(2) B区分の事業スキームについて

① 参入意向について

B区分への参入意向についてお聞かせください。また、ご回答いただいた内容に対するご意見についても、お聞かせください。

② 工場の整備計画について

工場の整備計画の有無について、お聞かせください。また、新設予定がある場合は、新設予定地、規模、食数についてお聞かせください。その他、ご意見がありましたら、お聞かせください。

③ 参入希望エリア及び提供可能食数について

B区分の参入希望エリア及び提供可能食数について、お聞かせください。また、参入希

望エリアや提供可能食数に対する考え方についても、お聞かせください。

④ 事業スキーム全般について

B区分の事業スキームや事業実施までのスケジュールについて、お聞かせください。また、参入にあたっての課題についてお聞かせください。

⑤ アレルギー代替食提供の可否について

アレルギー専用施設を使用してのアレルギー代替食の提供が可能かどうか、お聞かせください。また、提供可能な場合は、提供可能食数についてもお聞かせください。その他、アレルギー代替食の提供についてご意見がありましたら、お聞かせください。

⑥ 調理・配送体制について

B区分での調理・配送体制について、お聞かせください。なお、アレルギー代替食の提供が可能な場合は、2献立になることから、アレルギー代替食を提供することを前提とした調理・配送体制についてお聞かせください。また、市内に工場を新設したと仮定した場合の配送時間についても、ご意見をお聞かせください。

⑦ 委託費について

B区分の委託費について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

⑧ その他、B区分全般について、

上記のほか、B区分全般について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

(3) 新たな取組について

① 汁物の食缶提供について

汁物については、令和8年度から食缶での提供を検討しています。食缶での提供となった場合の調理・配送・配膳体制や課題、汁物を汁物容器で提供する場合と比較したコスト面などの違いについて、お聞かせください。

② ごはんの食缶提供について

汁物と同様に、ごはんについても、令和8年度から食缶での提供を検討しています。食缶での提供となった場合の調理・配送・配膳体制や課題、ごはんをランチボックスで提供する場合と比較したコスト面などの違いについて、お聞かせください。

③ 横浜市による食材の一括調達について

食材については、横浜市が一括して調達を行い、受託事業者には検品を行っていただくことを想定しています。横浜市による食材の一括調達について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

④ その他、新たな取組全般について

上記のほか、新たな取組全般について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

(4) 令和8年度以降の業務実施体制について

① 実施業務について

令和8年度以降の業務実施体制について、調理・配送等、共通システム、献立の内容・価格、アレルギー対応、配膳室の整備、給食室改修期間中の小学校等への提供、その他の業務について、それぞれご意見がありましたら、お聞かせください。

② その他、令和8年度以降の業務実施体制全般について

上記のほか、令和8年度以降の業務実施体制全般について、ご意見がありましたら、お

聞かせください。

(5) 追加の事業者公募（令和6年度～令和7年度）について

追加の事業者公募においては、現行（令和3年度～令和7度）の業務実施体制をベースに公募を行います。なお、公募にあたっては、令和6年度～令和7年度の2年契約を基本としますが、令和7年度のみでも契約できるよう、検討を進めています。

つきましては、以下の内容について、ご意見をお聞かせください。

① 参入意向について

追加の事業者公募（令和6年度～令和7年度）への参入意向について、お聞かせください。また、また参入意向に対する理由や考え方についても、お聞かせください。

② 参入希望エリアについて

参入希望エリアについて、お聞かせください。また、参入希望エリアに対する考え方についても、お聞かせください。

③ 提供可能食数について

提供可能食数について、年度ごとにお聞かせください。また、提供可能食数に対する理由や考え方についても、お聞かせください。

④ その他、追加の事業者公募（令和6年度～令和7年度）全般について

上記のほか、追加の事業者公募（令和6年度～令和7年度）全般について、ご意見がありましたら、お聞かせください。

【参考】現在の中学校給食（令和3年度～令和7年度）の業務実施体制

現在実施している中学校給食の業務実施体制は、以下のとおりとなります。

項目	現行体制
実施体制	「民間調理場で調理し、ランチボックス等に盛り付けて中学校に配送する方式」（デリバリー方式）で市内の中学校において、全校で同じ献立の給食を提供しています。
実施対象校数	横浜市立中学校 144校（令和5年4月現在） ※別途、給食室改修期間中の小学校等（年間5～6校程度）に対して、一定期間給食を提供
対象者	横浜市立中学校の生徒及び教職員 合計約83,000人 ※上記のうち、給食を注文している生徒及び教職員を対象に給食を提供 ※別途、給食室改修期間中の小学校等（年間5～6校程度）に対して、一定期間給食を提供
想定喫食率	令和6年度は喫食率50%、令和7年度は喫食率60%を見込んでいます。
実施日数	各中学校の平均的な昼食設定日数は、年間170回、年間の給食提供日数は、200日程度となっています。
調理・配送等	【献立作成】 献立は、横浜市教育委員会が作成します。主食（米飯等）・副食（おかず4品）・汁物・牛乳となります。牛乳単品での注文も可としています。  【食材調達】

食材は、保護者から徴収した給食費の範囲内で、「横浜市立中学校給食食材に関する基準書」に基づき、受託事業者が調達し、受領します。受領した食材は、受託事業者が検品をします。

**【調理】**

横浜市が作成した献立表、調理指示書に従い、受託事業者が調理します。

**【盛り付け】**

指定のランチボックスへ盛り付けます。汁物は汁物容器によそいます。

**【配送】**

ごはん、おかず、汁物を学年単位等に仕分けをし、給食コンテナに入れて各中学校へ配送しています。なお、「横浜市立中学校衛生管理基準」に基づき、ごはん、汁物の給食コンテナには、蓄熱材を入れることで、適切な温度管理を行います。

**【配膳】**

昼食時間内に確実に配膳できるよう、事業者が各学校に配膳員を用意、配置し、生徒への配膳を行います。

学校での受け渡し方法については、「生徒一人ひとりが校内の1か所もしくは複数の箇所配膳員から受け取る」、「各クラスの代表が受け取り、教室前に運び、各生徒に受け渡す」、「配膳員が各教室のクラス前まで運搬し、生徒に受け渡す」等、学校ごとの事情（エレベーターやスロープなどの設備の有無、昼食準備時間等）に応じて異なります。

なお、牛乳については、メーカーが学校まで運んだものを、注文内容に合わせて必要な数量を学校の保冷庫から取り出し、給食配膳時に生徒に受け渡しています。

**【回収】**

喫食後のランチボックスは受託事業者が回収します。

**【洗浄・消毒・乾燥及び保管】**

回収したランチボックス等は、受託事業者が洗浄・消毒、乾燥を行い、清潔かつ適切に保管します。

**【備品の貸与】**

ランチボックス、給食コンテナ、蓄熱材等の備品は、原則として横浜市の費用で購入し、委託契約期間中に受託事業者が無償で貸与します。

	<p>【残菜、厨かいの処理、残食量調査】 受託事業者が行います。</p> <p>【その他】 その他、以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等への試食会に附帯する業務</li> <li>・食育の推進、プロモーションなど横浜市の中学校給食に関する事業に必要な業務</li> <li>・献立作成への協力</li> </ul>
注文・決済管理	<p>横浜市が別途委託し、運用している中学校給食サイトで注文を受け付けています。</p> <p>注文は給食がある日はすべての日に自動で注文が入る定期注文と、1日単位で注文する個別注文があり、1週間前が注文期限です。また、注文し忘れや急遽給食が必要となった方のために当日注文も行っています。なお、キャンセル期限は2日前の16時までとなっています。</p> <p>学校ごとにスケジュール管理ができるシステムとなっているため、受託事業者はシステムを通して注文状況が把握できるようになっています。支払い方法は、クレジット払い、LINE Pay、コンビニ払いがあります。</p>
注文内容・価格	<p>ごはん、おかず（4品、日替わり）、汁物、牛乳の4種類を提供します。</p> <p>注文内容は「ごはん・おかず・汁物・牛乳」（330円）、「ごはん・おかず・汁物」（275円）、「牛乳単品」（55円）の3種類から選択することが可能です。販売価格は、献立及びおかずの内容に関わらず、毎日同じ価格とします。</p> <p>※ごはんの代わりにパンを提供することもあります。</p> <p>※「ごはん・おかず」、「汁物のみ」の注文はできません。</p> <p>ごはんの量は、大盛（290g）、中盛（230g）、小盛（180g）で、価格は同じです。汁物は、具を入れた状態で約150ccとし、具は約30gとしています。</p> <p>ごはん、汁物は温かい状態で提供します。牛乳は、冷たい状態での提供となります。（成分無調整で200ml 紙パック・ストロー付）</p>
アレルギー対応	<p>アレルギー代替食等の提供は行っていません。献立表にアレルギー表示をし、また、特定原材料8品目、表示推奨20品目を中学校給食注文サイトに掲載し、あらかじめ、保護者の方に確認していただいたうえで、注文をしていただいています。なお、かに、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）は給食で使用していません。</p>



給食室改修期間中の小学校等への提供	<p>中学校で提供するデリバリー型給食を、給食室改修等によって一定期間給食を提供できない小学校、特別支援学校等に対して提供します。</p> <p>注文方法は、中学校と同様に注文システムを利用しますが、「ごはんの量は同じにする」、「当日注文には対応しない」など中学校と異なった運用としています。</p> <p>提供期間は、2か月から1年程度です。実際に提供を行う1年前に候補校が決定します。（原則、当該区を担当する事業者が実施主体となります。）</p> <p>小学校等への提供において、中学校と同様に、給食の調理、配送、配膳等にかかる業務を行います。実施に伴う費用については、事業者と別途契約を締結します。</p>
その他の業務	<p>その他、以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等への試食会に付随する業務</li> <li>・食育の推進、プロモーションなど横浜市の中学校給食に関する事業に必要な業務</li> <li>・献立作成への協力</li> </ul>

### 3. 今後の想定スケジュール

令和8年度からの調理・配送等業務委託契約について、現時点で想定している今後のスケジュールです。今後変更になる可能性もございます。

令和5年8月	事業者公募開始
10月～11月	事業者の決定
12月	基本協定の締結（予定）
令和6年4月	事業用定期借地契約等の締結（予定）
令和8年4月	調理・配送等業務委託契約の締結（予定）

#### 4. 留意事項

##### (1) 参加及び対話内容の扱い

・対話への参加実績は、今後の事業者公募における評価の対象とはなりません。

- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、今後について何ら約束するものではないことを御理解ください。

##### (2) 対話に要する費用

対話への参加に要する費用は、参加される事業者の負担とします。

##### (3) 対話資料「(様式2) 事前ヒアリングシート」及び「説明資料(任意)」の提出

「(様式2) 事前ヒアリングシート」のご提出をお願いします。なお、必要に応じて「説明資料(任意)」のご提出をお願いいたします。

##### (4) 対話への協力

必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を行うことがあります。御協力をお願いします。

##### (5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要を市ウェブサイト等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加された事業者の皆様にご確認を行います。
- ・参加された事業者の名称、事業ノウハウにかかる内容は、公表しません。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開の対象になることがあります。

##### (6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- ・横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)
- ・神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

#### 5. 参加申込み・その他連絡先

担当課	横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課
所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話/FAX	045-671-4635/045-681-1456
E-mail	<a href="mailto:ky-chushoku@city.yokohama.jp">ky-chushoku@city.yokohama.jp</a>